

町民課だより

お知らせ ねんきん定期便 (現役加入者あて) が送付されます

社会保険庁では、平成21年4月から、国民年金・厚生年金の現役加入者の皆様に「ねんきん定期便」を毎年誕生日にお送りいたします。皆様の大切な年金記録を正しいものとするため「ねんきん定期便」の確認にご協力をお願いします。

送付対象者

- ①現に国民年金又は厚生年金保険の被保険者である方
- ②60歳未満の共済組合加入者のうち、過去に国民年金、厚生年金保険等の加入期間がある方
- ③60歳未満の基礎年金番号を有する方で、制度未適用となっていない方

ねんきん定期便の内容

- ①これまでの年金加入期間(未納期間を除く。)
- ②年金見込額
- ・50歳以上の方は、将来の年金見込額

- ・50歳未満の方は、これまでの加入実績に応じた年金額
- ③これまでの保険料納付額
- ④これまでの年金加入月別状況(厚生年金加入中の標準報酬月額・賞与額等)
- ⑤国民年金の保険料納付状況等

年金加入記録回答票

内容を確認いただき、もれや誤りがある場合は同封の回答票にて、回答をお願いします。

なお、昨年のねんきん特別便に回答のなかった方、58歳到達年度の方、標準報酬月額に極端な増減のある方にはオレンジ色の封筒で送られ、必ず回答していただく様式となっております。

年金受給者の方

本年中に厚生年金受給者の方へ「標準報酬のお知らせ」の送付を開始する予定です。

質問・問い合わせ

「ねんきん定期便専用ダイヤル」
☎ 0570-058-555
IP電話(ひかり電話など)・PHSからは
☎ 03-6700-1144

お知らせ ひとり親 家庭医療費受給者証 の更新について

毎年6月はひとり親家庭医療費受給者証の更新時期です。現在お持ちの受給者証は、有効期限が6月末日となつていきますので、更新の手続きをお願いします。

また、昨年却下になつた方も所得税非課税世帯であれば対象となりますので、申請をしてください。

対象者

18歳未満の児童がいる、ひとり親世帯又は、それに準ずると認められる世帯。平成21年度(20年分)に所得税が課税されていないこと。

申請に必要なもの

- 印鑑
- 健康保険証(全員)
- 所得課税証明書
- (平成21年1月2日以降に転入された方)

受付期間

6月2日(火)～30日(火)
(ただし土・日曜日を除く。)
※申請月の翌月から支給対象となりますので、6月中に

申請されない方は7月から支給対象となりませんのでご注意ください。

お知らせ 障害医療費受給者証 の更新について

毎年6月は障害医療費受給者証の更新時期です。現在お持ちの受給者証は、有効期限が6月末日となっておりますので、更新の手続きをお願いします。

対象者

身体障害者手帳1～3級又は、療育手帳A1～B1の認定を受けている方で、平成21年6月末の有効期限の受給者証をお持ちの方。又は、昨年却下になつた方で平成21年度町県民税非課税世帯で、本人所得200万円以下である方。

申請に必要なもの

- 印鑑
- 健康保険証
- 身体障害者手帳又は、療育手帳
- 所得課税証明書
- (平成21年1月2日以降に転入された方)

受付期間

6月2日(火)～30日(火)
(ただし土・日曜日を除く。)

お知らせ 児童手当現況届の 提出について

現在児童手当を受給されている方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。届書は町民課、吾北・本川総合支所住民課にあります。

必要なもの

- 印鑑
- 健康保険証又は年金加入証明書(保護者の方の分)
- 所得課税証明書
- (平成21年1月2日以降に転入された方)

注意事項

○現況届の提出をされない場合は、6月分以降の手当が支給できません。
○昨年度却下になつた方も新たに認定請求書の提出を行ってください。

受付期間

6月15日(月)～6月30日(火)
(ただし土・日曜日を除く。)

申請、問い合わせ

町民課
☎ 893-1117
吾北総合支所住民課
☎ 867-2300
本川総合支所住民課
☎ 869-2112